

# 笠間市の財政健全化判断比率を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）に基づき、今年度から地方公共団体の財政の健全性を判断する比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、公営企業会計の資金不足比率）の公表が義務付けられました。財政再生基準など同法で規定する基準とともに、笠間市の平成19年度決算に基づく比率についてお知らせします。

## 財政健全化法とは？

従来の地方財政再建促進特別措置法（再建法）では、地方公共団体の一般会計等の赤字額が標準財政規模（毎年度経常的に収入されるであろう一般財源の標準規模）の20%を超えると「財政再建団体」に指定されました。が、財政再建団体に指定される以前に注意を喚起するための基準はありませんでした。さらに、特別会計や企業会計に累積赤字があつても財政再建団体とはならないため、必ずしも地方公共団体全体の姿を反映するものではありませんでした。

そこで、今回の財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政の悪化をチェックし、さらに、特別会計や企業会計のほか構成一部事務組合や出資法人等のデータも加え、地方公共団体に対する各指標を公表することが義務付けられました、平成20年度決算から、基準を超える団体は、早期健全化計画または財政再生計画を策定し、その改善に取り組むものとされています。

## 用語の解説

### ◆ 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合をいいます。笠間市は実質赤字額がないので、下表には「- %」と表示しています。

### ◆ 連結実質赤字比率

一般会計に加え、公営企業会計や国民健康保険特別会計などすべての会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合をいいます。笠間市は連結実質赤字額がないので、下表には「- %」と表示しています。

### ◆ 実質公債費比率

一般会計等が負担する実質的な公債費が標準財政規模に占める割合をいいます。

### ◆ 将来負担比率

一般会計等で将来負担すべき債務が、標準財政規模の何倍あるか算出します。

### ◆ 資金不足比率

公営企業会計の資金不足額が事業規模に占める割合をいいます。笠間市のすべての公営企業会計で資金不足額がないので、下表には「- %」と表示しています。

(注1) 許可制移行基準 (注2) 早期健全化基準 (注3) 財政再生基準

実質赤字比率	笠間市 - %	8.7%	12.65%	20%
連結実質赤字比率	笠間市 - %		17.65%	40%
実質公債費比率	笠間市 13.5%	18%	25%	35%
将来負担比率	笠間市 104.8%		350%	(※)
資金不足比率	笠間市の公営企業会計 - %	10%	20%	(※)
	← 健全団体 →		← 早期健全化団体 →	

(注1) 許可制移行基準：地方債の借り入れに関して、協議制から許可制になる判断基準

(注2) 早期健全化基準：早期健全化団体に移行する基準。早期健全化団体になると、財政健全化計画を定めて財政の健全化に向けた取組みを行うことになります。

(注3) 財政再生基準：財政再生団体になる基準。財政再生団体になると、財政再生計画を定めて財政再建に取組むことになります。また、総務大臣の許可がなければ地方債の起債ができなくなります。

(※)：将来負担比率及び資金不足比率に財政再生基準は設けられていません。

問合せ先：財政課（内線217）